

申請書類一覧表

【◎:必須書類 ○:新規など一定の条件により必要】

※網掛けは信用保証協会所定の書式

提出時期	申請書類関係	小口零細・小規模等 (※1)	ベンチャー (※2)	留意事項
融資申込時	①信用保証委託申込書／保証人等明細	◎	◎	・保証人を付す場合は、保証人等明細も記入
	②信用保証依頼書	◎	◎	・金融機関が作成
	③申込人（企業）概要	◎	◎	
	④個人情報の取扱いに関する同意書（協会用）	○	○	・保証協会の申込みが新規の場合に必要
	⑤「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明	○	○	・経営者保証を付す場合に必要
	⑥「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書／「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書	○	○	・経営者保証を付さない場合に必要
	⑦市川市中小企業資金融資申請書	◎	◎	
	⑧市民税納付状況等の調査に係る同意書／委任状	◎	◎	・納税状況を市が調査することの同意、及び利子補給事務を金融機関へ委任するためのもの
	⑨履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（写）	○	○	・市川市中小企業融資制度を新規に利用する場合のみ（最近3か月以内のもの）原則として2回目以降は変更があった場合のみ必要 ただし、完済後一定期間経過してから再度利用する場合等は改めて要提出
	⑩定款（写）	○	○	・ベンチャービジネス等支援資金を利用する法人の場合 ・法人設立後第1期決算申告前の場合
	⑪印鑑証明書（写）	○	○	・個人、法人 法人の場合は、法人+代表者個人（保証協会を新規に利用する場合のみ（最近3か月以内のもの）原則として2回目以降は変更があった場合のみ必要）
	⑫住民票、在留カード（写）	○	○	・住民票：ベンチャービジネス等支援資金を利用する個人の場合 ・住民票または在留カード（写）：外国籍の場合は在留資格及び期限、就労制限の有無が確認できることが必要
	⑬許認可証等（写）	○	○	・許認可等が必要な業種を営むものは必須
	⑭宣誓書（建設業）	○	○	・建設業：軽微な建設工事のみを請け負う業者の場合
	⑮宣誓書（性風俗関連特殊営業）	○	○	・性風俗関連特殊営業の類似の営業を行っている場合
	⑯受注明細書	○	○	・建設工事業者の場合
	⑰不動産登記全部事項証明書／担保物件公図	○	○	・申込みに際して担保を付す場合
	⑱市（県）民税 納税証明書（代表者個人） ※必ず、原本提出	◎	◎	・令和7年4月～7月までの申請：令和6年度納税証明書 ・令和7年8月～令和8年2月までの申請：令和6・7年度納税証明書 ・令和8年3月の申請：令和7年度納税証明書 （納税証明書が非課税対象者で取得できない場合は、非課税証明書が必要） ※市内で事業を営む市外居住の個人事業主の場合、地方税法第294条第1項第2号の定めに基づく市民税を市川市に納めていることが必要
	⑲納税証明書（法人市民税） ※必ず、原本提出 ※市川市の発行のもの	◎	○	・直近決算期の分 ベンチャービジネス等支援資金は新規中小企業者（法人）で業歴がある場合（開業後間もなく法人市民税の課税がない場合は、法人市民税納税証明書に代わり法人設立届出書の写しが必要）
	⑳確定申告書（写）（決算書）	◎	○	・直近2期分（別表及び勘定科目内訳明細があるもの）が必要（ただし、業歴が1期のみの場合は、1期分）
	㉑試算表／月別売上表	○	○	・直近決算期から6か月以上経過している場合
	㉒設備資金検討表	○	○	・必要に応じて
	㉓見積書（写）／契約書（写）	○	○	・設備資金の場合は必須
	㉔車両購入の融資申請に係る同意書兼誓約書	○	○	・車両購入に該当する場合
	㉕建築確認に係る確認済証（写）	○	○	・建築確認が必要な建物等の場合
	㉖賃貸借契約書（写）	○	○	・店舗等物件の賃貸借契約を新たに結ぶ場合、必要に応じて店舗所在地の地図等も添付が必要
	㉗改装承諾書	○	○	・賃貸借契約書に特記がある場合を除き、賃借物件の改装工事等を行う際は賃貸人の承諾書が必要
㉘計画書	○	-	・カーボンニュートラル促進資金の場合は必須	
㉙承認書	○	-	・公害防除資金の場合は必須、市環境担当課が承認書を作成	
㉚創業・再挑戦計画書	-	○	・ベンチャービジネス等支援資金の場合、必要に応じて	
㉛開業届（写）、法人設立届出書（写）	-	○	・ベンチャービジネス等支援資金を利用する新規中小企業者で、個人または法人成りに該当する場合（法人設立届出書は市川市に提出したもの）	
融資実行後	㉜設備等設置完了届／ベンチャービジネス等支援資金融資設備設置完了報告書	○	○	・設備設置完了後に提出（通帳の写し（融資を受け支払をしたページ）、振込依頼書写しもしくは領収書の写し等を添付）
	㉝車検証（写）	○	○	・車両購入の場合
	㉞ベンチャービジネス等支援資金融資創業届	-	○	・創業者のみ ベンチャービジネス等支援資金の融資を受け、事業を開始した後に提出
	㉟登録事項変更届出書	○	○	・融資実行後に法人代表者や所在地、返済条件を変更した場合に提出

※1「小口零細企業保証制度資金・小規模事業資金 等」の略 ※2「ベンチャービジネス等支援資金」の略

※必要に応じ、上記以外の書類をご提出いただく場合があります。